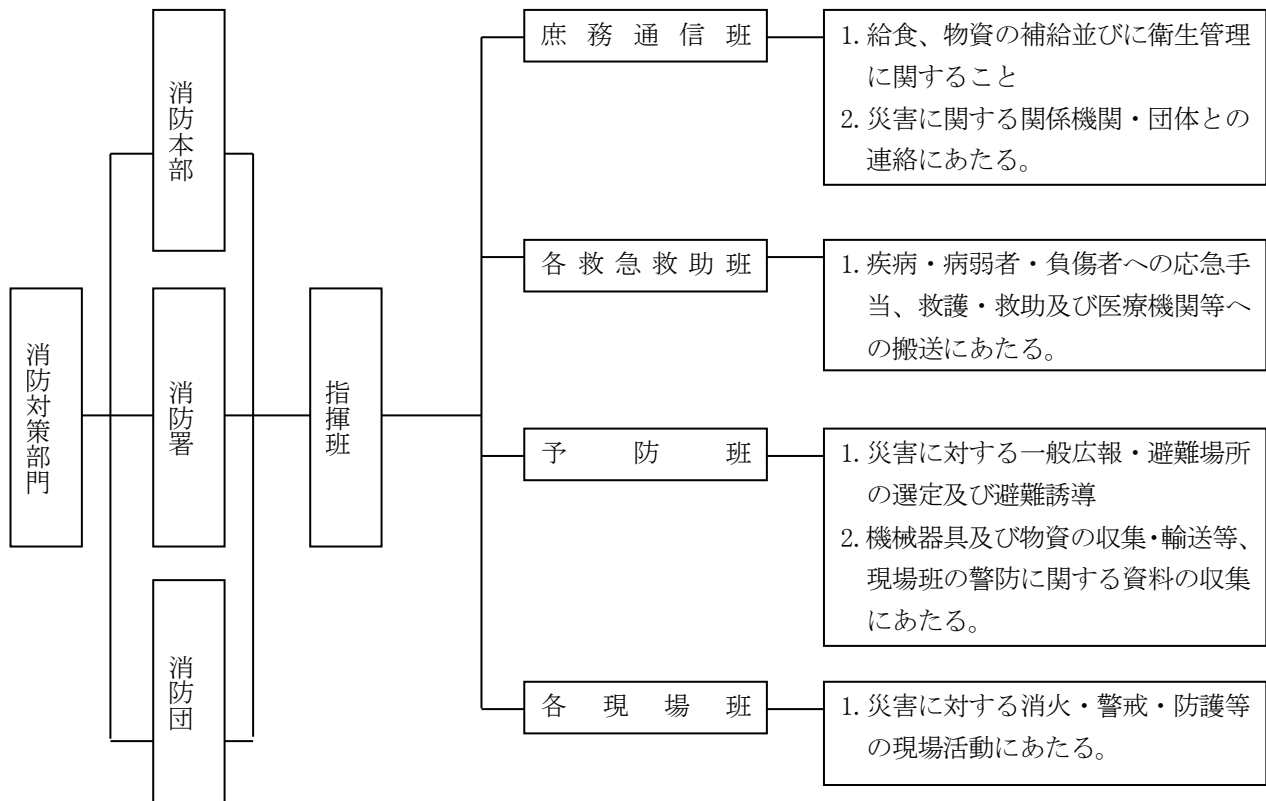


災害時の任務分担



現場指揮本部編成表

区分	現場指揮本部の編成			
	指揮隊長	指揮隊1番員	指揮隊2番員	指揮支援隊
第1次出場指揮体制	署長	副署長	当直責任者	消防指令課 (救急課)
第2次出場指揮体制	署長	副署長	当直責任者	消防指令課 本部職員
第3次出場指揮体制	署長	副署長	当直責任者	消防指令課 本部職員

火災出場

区分	種別	出場内容	編成方法
第1次出場	中高層建築物火災出場	左記種別の火災の通報を受けたとき。	1 所轄署の消防部隊。 2 指定署の消防部隊。
	爆発火災出場		
	建物火災出場 林野火災出場 危険物火災出場		
	車両火災出場 その他の火災出場		
第2次出場	中高層建築物火災出場	1 地域的又は対象物の構造から延焼拡大の危険が大きいと判断されるとき。 2 現場指揮本部の状況判断による要請があったとき。	第1次出場編成及び次に掲げる消防部隊 1 本部職員による消防部隊。 2 招集された所轄署の非番職員による消防部隊。 3 指定署の消防部隊。
	爆発火災出場	現場指揮本部の状況判断による要請があったとき。	
	建物火災出場 林野火災出場 危険物火災出場	1 地域的又は対象物の構造から延焼拡大の危険が大きいと判断されるとき。	
	車両火災出場 その他の火災出場	2 現場指揮本部の状況判断による要請があったとき。	
第3次出場	中高層建築物火災出場	現場指揮本部の状況判断による要請があったとき。	第2次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 招集された指定署の非番職員による消防部隊。 2 消防相互応援協定等に基づく応援消防部隊。
	爆発火災出場		
	建物火災出場 林野火災出場 危険物火災出場		
	車両火災出場 その他の火災出場		
特命出場		消防長の命令があったとき。	消防長が命ずる署の消防部隊及び招集された非番職員による消防部隊。

救急出場

区分	種別	出場内容	編成方法
第1次出場	普通救急出場	救急車1隊で対応する救急事故。	所轄署の救急隊。
	救急支援出場	1 CPA又は、その疑いがあると判断されるとき。 2 通報内容から車内収容までに長時間を要すると予測されるとき又は、収容困難なとき。	所轄署の消防部隊、指定署の救急隊又は消防隊。
	集団救急出場	集団救急事故時の救急救護活動計画に該当するとき。	1 所轄署の指揮隊、救急隊、消防隊、救助隊。 2 指定署の救急隊。 3 招集された所轄署の非番職員による救急隊等。
	医師搬送出場 搬送資材搬送出場	現場からの要請があったとき。	所轄署の救急隊又は消防隊等。
第2次出場	普通救急出場	1 複数の救急隊が必要なとき。 2 現場から増隊の要請があったとき。	所轄署の救急隊及び指定署の救急隊。
	救急支援出場	1 複数の支援隊が必要なとき。 2 現場から増隊の要請があったとき。	所轄署及び指定署の救急隊及び消防隊等。
	集団救急出場	1 集団救急事故時の救急救護活動計画に該当するとき。 2 現場指揮本部の状況判断による要請があったとき。	第1次出場編成及び次に掲げる救急隊。 1 指定署の救急隊。 2 本部職員による支援隊、救急隊及び救助隊。 3 招集された指定署の非番職員による救急隊。
	医師搬送出場 資機材搬送出場	現場からの要請があったとき。	所轄署の救急隊又は消防隊等。
第3次出場	集団救急出場	集団救急事故時の救急救護活動計画に該当するとき。	第2次出場編成及び消防相互応援協定に基づく応援救急隊等。
特命出場		消防長の命令があったとき。	消防長が命ずる署の救急隊及び招集された非番職員による救急隊等。

救助出場

区分	種別	出場内容	編成方法
第1次出場	特定救助出場	交通、労災、高所、低所により要救助者の発生した事故。	所轄署の指揮隊、救助隊、救急隊及び消防隊。
	水難救助出場	水難事故により要救助者の発生した事故。	1 所轄署の指揮隊、救急隊、救助隊及び消防隊。 2 水難救助隊及び本部職員による支援隊。
	山間地救助出場	山中において要救助者の発生した事故。	所轄署の指揮隊、救急隊、救助隊及び消防隊。
	その他の救助出場	上記以外の要救助者の発生した事故。	所轄署の指揮隊、救助隊、救急隊及び消防隊。
第2次出場	特定救助出場	1 複数の救急隊及び救助隊が必要な事故。 2 現場指揮本部から増隊の要請があったとき。	第1次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 指定署の救助隊、救急隊及び消防隊。 2 招集された指定署の非番職員による消防隊。
	水難救助出場	1 複数の要救助者が発生した事故。 2 現場指揮本部から増隊の要請があったとき。	第1次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 指定署の救助隊、救急隊及び消防隊。 2 招集された所轄署の非番職員による消防隊。 3 非番職員による水難救助隊。
	山間地救助出場	1 複数の要救助者が発生した事故。 2 現場指揮本部から増隊の要請があったとき。	第1次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 指定署の救助隊、救急隊及び消防隊。 2 招集された所轄署の非番職員による消防隊。
	その他の救助出場	1 上記以外の要救助者が複数発生した事故。 2 現場指揮本部から増隊の要請があったとき。	第1次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 指定署の救助隊、救急隊及び消防隊。 2 招集された所轄署の非番職員による消防隊。
特命出場		消防長の命令があったとき。	消防長が命ずる署の救助隊、救急隊及び招集された非番職員による救急隊等。

警戒出場

区分	種別	出場内容	編成方法
第1次出場	一般警戒出場	1 火災とまぎらわしい通報又は遠隔移報による即時通報を受信したとき。 2 たき火等で警戒を必要とするとき。 3 怪煙を発見したとき。	所轄署の消防隊。
	油流出警戒出場	油の流出事故及び除去その他警戒を必要とするとき。	所轄署の消防隊。
	ガス漏洩警戒出場 毒劇物漏洩警戒出場	1 ガス漏洩事故の通報を受けたとき。 2 毒劇物漏洩事故の通報を受けたとき。	火災第1次出場編成に掲げる消防部隊。
	自然災害警戒出場 へり支援警戒出場	1 各種の気象警報等が発令された場合で必要と認められるとき。 2 へり散水及び警戒が必要なとき。	1 所轄署の消防部隊。 2 本部職員による消防部隊又は支援隊。
第2次出場	油流出警戒出場	1 河川へ油が流出したとき。 2 引火点の低い油（40℃未満）が漏れたとき。	第1次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 本部職員による支援隊。 2 招集された所轄署の非番職員による消防部隊。 3 指定署の消防部隊。
	ガス漏洩警戒出場 毒劇物漏洩警戒出場	1 人身事故を伴うガス漏洩事故の通報を受けたとき。 2 現場指揮本部から増隊の要請があったとき。	第1次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 本部職員による支援隊。 2 招集された所轄署の非番職員による消防部隊。 3 指定署の消防部隊。
	自然災害警戒出場	1 風水害による災害が発生したとき又は発生するおそれ大きいと判断されるとき。 2 震度4と判断される地震が発生したとき。	第1出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 消防本部及び所轄署の招集された非番職員による消防部隊。 2 中濃消防組合災害対応計画に基づく班編成による消防部隊。

区分	種別	出場内容	編成方法
第3次出場	油流出警戒出場	1 大規模な油流出事故の通報を受けたとき。 2 現場指揮本部から増隊の要請があったとき。	第2次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 招集された指定署の非番職員による消防部隊。 2 消防相互応援協定等に基づく応援消防部隊。
	ガス漏洩警戒出場 毒劇物漏洩警戒出場	1 大規模なガス漏洩事故の通報を受けたとき。 2 現場指揮本部から増隊の要請があったとき。	第2次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 招集された指定署の非番職員による消防部隊。 2 消防相互応援協定等に基づく応援消防部隊。
	自然災害警戒出場	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 2 震度5弱以上と判断される地震が発生したとき又は発生するおそれが大きいと判断される時。	第2次出場編成及び次に掲げる消防部隊。 1 招集された全職員（自発的参集を含む。）による消防部隊。 2 中濃消防組合災害対応計画に基づく緊急活動体制による消防部隊 3 消防相互応援協定等に基づく応援消防部隊。
特命出場		消防長の命令があったとき	消防長が命ずる署の消防部隊及び招集された非番職員による消防部隊。

	消防水利種別	備考
第 1 位	<input type="checkbox"/> 水道消火栓	<input type="checkbox"/> 自然流下地域、谷状の低地にある直径250mm以上の管敷設の消火栓は使える可能性が高い。 <input type="checkbox"/> その他基盤整備部の協力による。
第 2 位	<input type="checkbox"/> 河川・ため池等の自然水利 <input type="checkbox"/> 防火水槽・貯水槽・プール・ビル受水槽等	
第 3 位	<input type="checkbox"/> 業者の協力によるコンクリートミキサー車等による給水運搬協力 <input type="checkbox"/> 基盤整備部は給水タンク車等による充水措置	

消火隊名		耐震貯水槽設置場所	設置年度
1	住 吉 耐震貯水槽消火救助隊	中部公民センター	昭和56年度
2	西 木 戸 //	西木戸町市営駐車場跡	昭和57年度
3	雲 雀 //	雲雀公園	昭和58年度
4	本 郷 //	本郷公民センター	昭和59年度
5	安 桜 中 央 //	安桜中央公民センター	昭和60年度
6	旭 ケ 丘 //	旭ヶ丘中学校	昭和61年度
7	西 部 //	緑ヶ丘公園	昭和62年度
8	東 部 //	関市つばき荘跡	昭和63年度
9	西 本 郷 //	関公共職業安定所	平成2年度
10	北 後 //	北後公園	平成3年度
11	津保川、虹ヶ丘 //	津保川台中央公園	平成4年度
12	向 山 //	向山第1公園	平成5年度
13	桜 台 //	桜台中央公園	平成7年度
14	岩 下 //	岩下公民センター	平成7年度
15	千疋北、太平台 //	千疋北第1公園	平成8年度
16	三 本 杉 //	観音公園	平成9年度
17	桜 ケ 丘 //	桜ヶ丘公民センター	平成11年度
18	大 門 //	大門公民センター	平成12年度
19	円 保 //	円保公園	平成13年度
20	関 川 //	文化会館	平成14年度
21	鋳 物 師 屋 //	桜ヶ丘ふれあいセンター	平成15年度
22	泉 ケ 丘 //	泉ヶ丘公園	平成16年度

消防団の出場計画

		第1次出場	第2次出場	第3次出場
		出場分団	出場分団	出場分団
1	安桜	安桜・本部	旭ヶ丘・倉知	全分団
2	旭ヶ丘	旭ヶ丘・本部	安桜・富岡	全分団
3	瀬尻	瀬尻・本部	下有知・広見	全分団
4	倉知	倉知・本部	安桜・小金田	全分団
5	富岡	富岡・本部	旭ヶ丘・田原	全分団
6	千疋	千疋・本部	小金田・広見	全分団
7	田原	田原・本部	富岡	全分団
8	下有知	下有知・本部	安桜・瀬尻	全分団
9	富野	富野・本部	旭ヶ丘	全分団
10	小金田	小金田・本部	倉知・千疋	全分団
11	広見	広見・本部	瀬尻・千疋	全分団
12	洞戸	洞戸・本部	板取・武芸川	全分団
13	板取	板取・本部	洞戸	全分団
14	武芸川	武芸川・本部	洞戸・広見	全分団
15	武儀	武儀・本部	富野・上之保	全分団
16	上之保	上之保・本部	武儀	全分団

※武芸川地区は第1次出場から地区全分団となる。

※消防団長の状況判断によって特命による出場を命ぜられたときは、この限りでない。

活動内容

項目	活動内容
出火の防止	<input type="checkbox"/> 火災が発生するおそれがある場合は、付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。
情報の収集	<input type="checkbox"/> 各分団長は、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無等地区内の情報収集にあたり、収集した情報を地域支部、本部を通じて又は緊急を要する場合は直接警防指揮本部に連絡する。 <input type="checkbox"/> その他必要な情報の収集・報告を随時行うとともに、団員に対し警防指揮本部あるいは本部、非常備消防部からの指示命令の伝達を行う。
火災警報の伝達及び周知	<input type="checkbox"/> 火災警報の発令を受けたとき、各分団長は、消防団施設にこれを標示した旗等を掲げるとともに、消防車両による巡回、各戸訪問等により住民に周知するよう指示する。
消火活動	<input type="checkbox"/> 各分団長は、地区内で出火があった場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。初期消火に失敗した場合は、住民の安全及び避難路の確保を優先した消火活動を行う。
救助・救急	<input type="checkbox"/> 各分団長は、要救助者の救助救出と負傷者に対する応急救護及び安全な場所への搬送を行う。
避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第1 目的

- この計画は、水防法（昭和24年法律第 193号）第4条の規定に基づき岐阜県知事から指定された指定水防管理団体である関市が、水防法第32条の規定に基づき、岐阜県水防計画に応じ関市の地域内における河川及びため池等の洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するために、水防上必要な事項を具体的に定め水防活動の万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 責任

- 水防管理団体（関市）の責任
関市は、市の地域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。（水防法第3条）
- 県の責任
県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保する責任を有する。（水防法第3条の6）
- 気象庁長官（岐阜地方气象台）の責任
気象の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び岐阜県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第10条第1項）
- 知事（水防本部長、支隊長）の責任
 - 洪水予報の通知を受けた場合、水防管理者及び量水標管理者（国土交通省関係を除く。以下同じ。）に通知しなければならない。（水防法第10条第3項）
 - 指定した河川（長良川）について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して、岐阜県水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第11条第1項）
 - 武儀川、津保川（「水位周知河川」という。※ 市域関係河川のみ）について避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第13条第2項）
 - 指定した河川（※ 市域関係河川：長良川、武儀川、津保川、その他中小河川）について河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときは、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。）を公表し、関係市町村の長に通知しなければならない。（水防法第14条第3項）
 - 指定した河川（※ 市域関係河川：長良川、武儀川、津保川、その他中小河川）について、水防警報を発令しなければならない。（水防法第16条第1項）
 - 国土交通大臣の発した水防警報を受けたとき、又は前項の水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。（水防法第16条第3項）
 - 水防の信号を定めなければならない。（水防法第20条）
- 量水標管理者の責任
量水標の水位が、この計画に定める通報水位を超えるときは、その水位を関係者に通報しなければならない。（水防法第12条第1項）
- 放送局・日本電信電話株式会社・その他通信、報道機関の協力
水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう、必要に応じて協力する。（水防法第27条）
- 住民等の水防義務
水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防法第24条の定めるところにより、水防管理者（関市長）、消防団長又は中濃消防組合消防本部・署長より、出動を命ぜられた場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、水防地域に居住する者は、常に気象状況等に注意し、水災が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。
- 水防協力団体
水防協力団体は、消防団及び消防機関と連携して水防に関する業務を行わなければならない。（水防法第38条）

第3 用語の定義

この計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

用語名	用語の定義
消防機関の長	中濃消防組合消防長をいう。
水防管理団体	関市をいう。 なお、関市は、水防法第4条に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある団体として、知事により指定水防管理団体と指定されている。
水防管理者	水防管理団体の長である関市長をいう。
水防警報	指定河川について、洪水によって国民経済上重大な損害が生じるおそれがある又は相当な損害を生じるおそれがあると認められるとき、知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
洪水予報	指定河川について、気象庁長官が知事と共同で、洪水の恐れがあると認められるとき、その状況を一般に周知せしめるため行う発表をいう。
指定河川	長良川をいう。 なお、知事は、水防法第11条第1項に基づき、洪水により相当の損害を生ずるおそれがあるとして長良川を指定している。
水位周知河川	津保川及び武儀川をいう。 なお、知事は、水防法第13条第2項に基づき、流域面積が比較的小さく、洪水予報により住民の安全な場所への避難を可能にする時間的余裕がない河川であって、避難判断水位（特別警戒水位）を設定することにより、水災時の被害軽減を図ろうとする河川として、津保川及び武儀川を指定している。
避難判断水位（警戒水位）	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。 住民の避難に資するため、河川の水位がこの特別警戒水位に達した場合には、知事は水防管理者等に通知するとともに、一般に周知させなければならない。
水防協力団体	水防管理者の指定により、水防を行う消防機関と連携して、以下の水防活動に協力する公益法人（社団又は財団）又は特定非営利活動法人（NPO）をいう。 ① 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動 ② 水防に関する情報等の収集及び提供 ③ 水防に関する調査及び研究 ④ 水防に関する知識の普及及び啓発 ⑤ ①～④の業務に附帯する業務
毎時毎	毎時とは、1時、2時、3時の如く分針が12時を指している時刻をいい、毎時毎とはその時刻毎をいう。

第4 計画の作成変更

- ・この計画は、水防法第32条の定めるところにより、水防管理者としての関市長が関市防災会議に諮って、岐阜県水防計画に応じ定めるものとし、岐阜県知事に協議するものとする。
- ・計画を修正する場合も同様とする。
- ・また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第5 堤防決壊などの安全配慮

- ・洪水などの堤防決壊で、短時間のうち濁流が流れ込み、安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防隊自身の避難以外の行動が取れないことが多い。
- ・従って、あくまでも水防隊は、水防隊自身の避難時間を考慮して安全確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第1 水防本部の活動

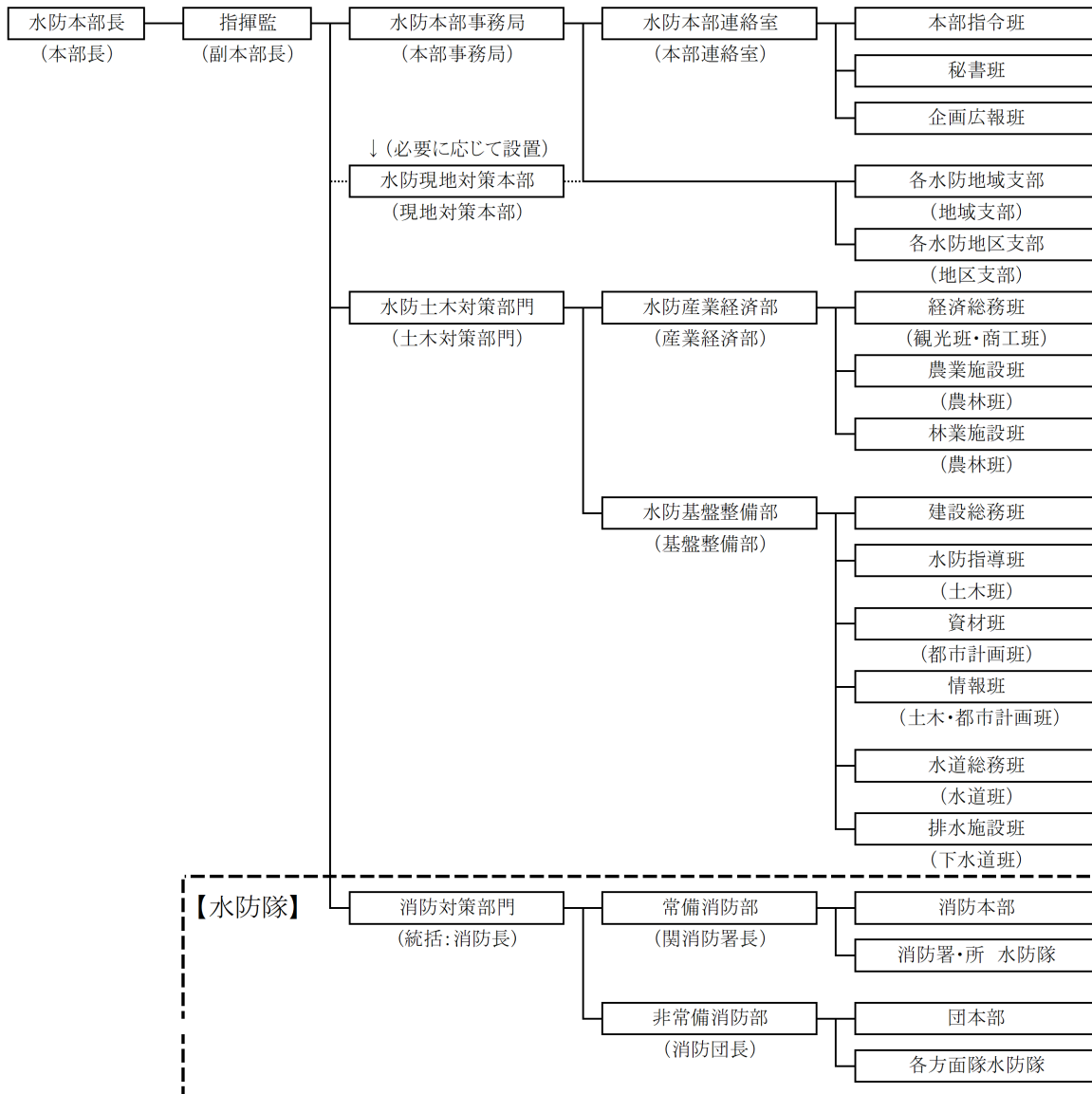
- 1 水防管理者（関市長）は、重大な洪水被害等について、大規模な水防活動が必要であると認められた時から、その危険が除去するまでの間、必要であると認められるときは、水防活動を実施し、総合調整を行う本部体制として、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- 2 水防本部とあわせて、関市地域防災計画に基づく災害警戒本部を設置する。
- 3 関市地域防災計画に基づく災害警戒本部の組織の一部をそのまま置き換えて水防本部とする。
- 4 事態の推移又は災害の規模・態様等により水防本部長が必要と認めたときは、速やかに災害対策本部を設置し、災害対策本部により活動する。

第2 水防本部の組織

- 1 水防本部の組織は、以下の水防本部組織図を参照すること。

水防本部組織図

※（ ）は、災害対策本部組織における名称



第1 水防本部の任務分担

1. 水防本部員の任務分担

職名	担当職	任務
水防本部長	市長	(1) 水防の総括・監督
副本部長 (指揮監)	副市長	(1) 水防の計画と推進 (2) 本部長の補佐及び本部長に事故あるときの任務代理
水防本部連絡員室長	市長公室長	(1) 水防本部の設置・閉鎖 (2) 水防本部連絡員室各班分掌事務のとりまとめ (3) 国、県、中濃消防組合関消防署、隣接市町等水防関係機関との連絡調整 (4) 気象予警報、長良川上流洪水予報、特別警戒水位到達情報、水防警報、雨量・水位情報のとりまとめ (5) 避難指示並びに警戒区域の設定 (6) 防災無線の指揮、運用に関すること (7) 災害対策本部体制への切り替えに関すること (8) 地域支部班、地区支部班並びに自主防災会・防災指導員の水防活動協力のとりまとめ (9) 基盤整備部、産業経済部以外各部の水防活動協力のとりまとめ (10) 水防本部要員の食事、仮眠施設、厚生その他バックアップ業務 (11) 広報に関する統括及び報道機関との連絡調整 (12) 水防本部長、水防副本部長の秘書業務
水防産業経済部長	産業経済部長	(1) ため池・ひ門・ひ管・農業用水路・治山施設に関する応急措置のとりまとめ (2) 水防産業経済部各班分掌事務のとりまとめ
水防基盤整備部長	基盤整備部長 基盤整備部参事	(1) 水防活動の統括 (2) 河川管理施設に関する応急措置のとりまとめ (3) 土砂災害警戒区域等の巡視及び避難対策のとりまとめ (4) 上下水道施設に関する応急措置のとりまとめ (5) 水防基盤整備部各班分掌事務のとりまとめ
常備消防部長	関消防署長	(1) 中濃消防組合水防隊の招集及び指揮全般 (2) 情報収集、水防本部各部との連絡・調整
非常備消防部長	消防団長	(1) 消防団水防隊の招集及び指揮全般 (2) 情報収集、水防本部各部、各分団水防隊との連絡・調整

2. 水防本部各班の任務分担

※水防本部連絡室及び水防地域・地区支部の任務分担については、関市地域防災計画災害警戒本部に基づくものとする。

	部・班名	構成となる班	任務
水防 基盤 整備 部	建設総務班 班長	建設総務班	(1) 部の庶務 (2) 陸閘等河川管理施設の状況把握
	水防指導班	土木班	(1) 水防作業の現地指導 (2) 水防事務のとりまとめ (3) 道路情報の収集及び巡視・応急措置 (4) 土砂災害警戒区域等の巡視及び避難対策
	資材班	都市計画班	(1) 水防用資器材の調達、輸送、受払及びその事務 (2) 輸送車両の調達、配車に関する調整
	水道施設班	水道班	(1) 上水道施設に関する情報収集、巡視及び応急措置
	排水施設班	下水道班	(1) 下水道施設に関する情報収集、巡視及び応急措置
水防 産業 経済 部	経済総務班 (観光班長)	観光班 商工班	(1) 部の庶務
	農業施設班 林業施設班	農林班	(1) ため池・ひ門・ひ管・農業用水路に関する情報収集、巡視及び応急措置 (2) 治山施設に関する情報収集、巡視及び応急措置

第2 水防隊の任務分担

1. 水防隊は、関市災害警戒・対策本部における消防対策部門の常備・非常備消防部によって組織される。
2. 常備消防部水防隊（中濃消防組合関消防署・分署・各出張所）の任務分担

組 織	担当職	分担任務
関消防署	署 長	(1) 消防職員の召集及び指揮全般
	主幹・副署長	(1) 署長に事故あるときの任務代理 (2) 情報収集、水防本部各部、消防団各方面隊水防隊との連絡・調整のとりまとめ
	水防隊長	(1) 水防工法指揮
西分署	分署長	(1) 応援、水防協力全般
	主幹・副分署長	(1) 分署長に事故あるときの任務代理 (2) 情報収集、通信連絡 (3) 水防工法指揮
出張所	出張所長	(1) 応援、水防協力全般
	副出張所長	(1) 出張所長に事故あるときの任務代理 (2) 情報収集、通信連絡 (3) 水防工法指揮

3. 非常備消防部水防隊（関市消防団 団本部・各分団）の任務分担

組 織	担当職	分担任務
消防団本部	消防団長	(1) 消防団の召集及び指揮全般
	副団長	(1) 消防団長に事故あるときの任務代理 (2) 情報収集、水防本部各部、各分団水防隊との連絡・調整のとりまとめ
	本部長・副本部長	(1) 情報収集、水防本部各部、各分団水防隊との連絡・調整業務
分団水防隊	分団長	(1) 各班団の召集及び指揮全般
	副分団長	(1) 分団長に事故あるときの任務代理 (2) 庶務、情報、水防信号 (3) 監視警戒、通報連絡、水防作業、召集応援

第1 重要水防箇所

・県水防計画が定める、県管理区間における重要水防箇所、また本計画が定める重要水防箇所は以下のとおりである。

1. 岐阜県水防計画による重要水防箇所

番号	土木事務所名	注意度	水系名	河川名	左右岸の別	地先名等	延長(m)	理由	摘要()内は水防工法参考例
56	美濃	A	木曽川	長良川	左	関市下有知重竹(山付)～美濃市沖ヶ島(山付) ※国管理区間を除く	4600	堤防高不足	局部改良区域 広域基幹河川 改修区域 (積土のう工)
57	美濃	A	木曽川	長良川	左	関市小屋名 (千疋大橋上下流)	2500	堤防高不足	(積土のう工)
58	美濃	A	木曽川	長良川	左	関市保戸島 (岐関大橋下流)	1900	堤体強度不足 (上流部)・堤体 強度不足、堤防 高不足(下流 部)、堤防断面 が小さい	(積土のう工)
59	美濃	A	木曽川	長良川	右	関市千疋 (千疋大橋上・下流)	1200	堤防高不足	(積土のう工)
60	美濃	A	木曽川	津保川	右	関市小屋名から上白金	1300	堤防高不足 堤防断面不足 洗掘	(積土のう工)
61	美濃	B	木曽川	津保川	右	関市神明町	2400	堤防高不足 堤防断面不足 洗掘	(積土のう工)
62	美濃	A	木曽川	長良川	右	関市池尻 (鮎ノ瀬橋下流)	130	堤防高不足 堤体未整備	(積土のう工)
63	美濃	A	木曽川	長良川	左	関市小瀬 (鮎ノ瀬大橋下流)	800	堤防高不足 堤体未整備	(積土のう工)
64	美濃	A	木曽川	長良川	左	関市戸田 (今川橋から岐関大橋)	2200	堤体強度不足 堤防高不足	(積土のう工)
65	美濃	A	木曽川	今川	右	関市保明 (保戸島橋上下流)	2100	疎通能力不足	(積土のう工)
66	美濃	A	木曽川	津保川	右	関市下白金 (今川合流部の上流)	300	堤体未整備	(積土のう工)
67	美濃	A	木曽川	津保川	右	関市倉知山崎	1500	堤体強度不足 堤防高不足	(積土のう工)
68	美濃	A	木曽川	津保川	左右	関市富之保岩山崎／栗野	350/ 650	堤防高不足 堤防断面不足	(積土のう工)
69	美濃	A	木曽川	津保川	左右	関市下之保上野	600	堤防高不足	(積土のう工)
70	美濃	A	木曽川	津保川	右	関市下之保多良木	500	堤防高不足	(積土のう工)
71	美濃	A	木曽川	津保川	左右	関市上之保山本／和田野・ 名倉	1100/ 500	堤体未整備 堤防高不足 堤防断面不足	(積土のう工)
72	美濃	A	木曽川	津保川	左	関市上之保棚井	500	堤体未整備 堤防高不足、洗掘	(積土のう工)
73	美濃	B	木曽川	津保川	左右	関市神野・西神野・志津野／ 上大野・坊池	4000/ 2600/ 2200	堤防高不足	(積土のう工)

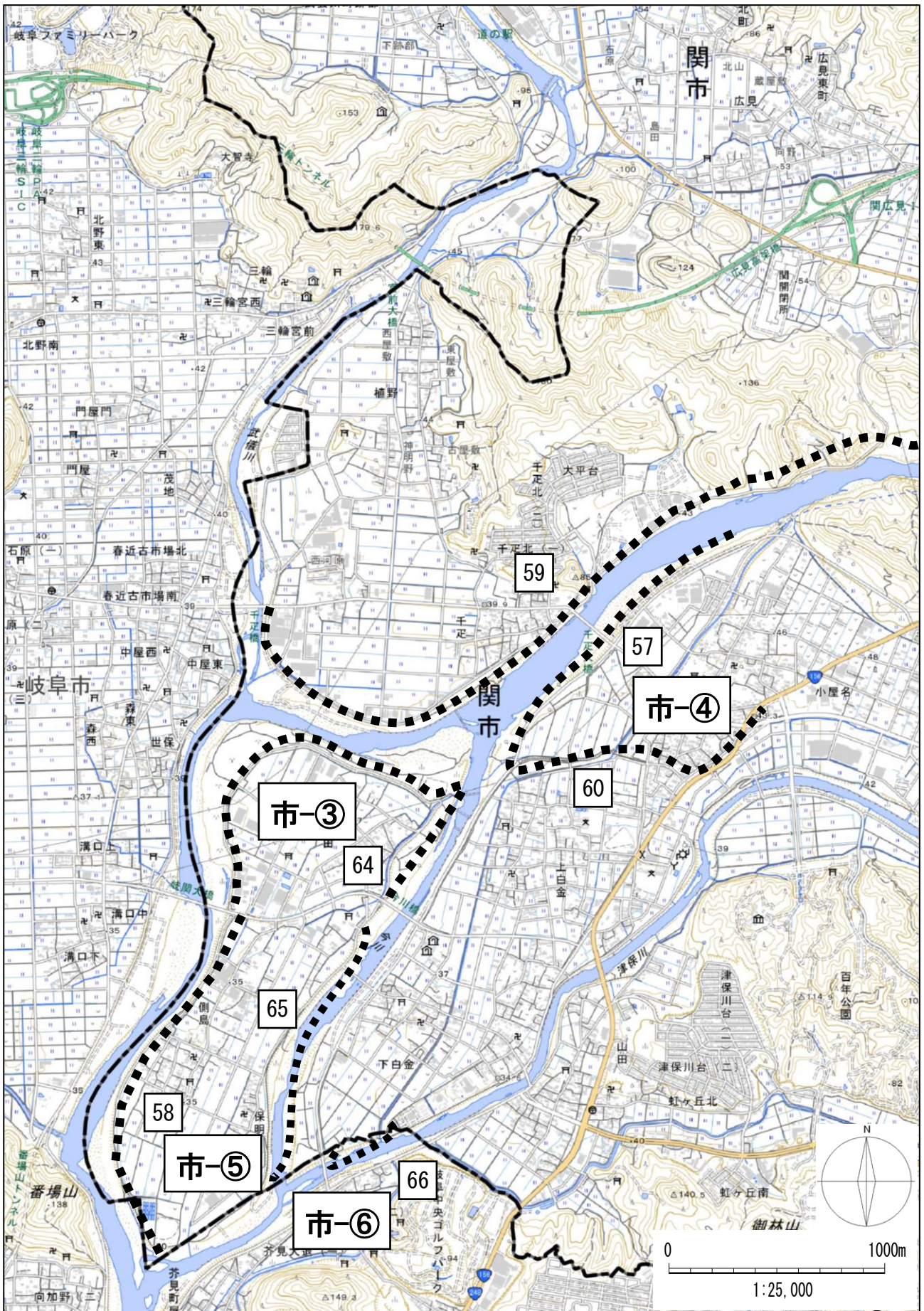
番号	土木事務所名	注意度	水系名	河川名	左右岸の別	地先名等	延長(m)	理由	摘要()内は水防工法参考例
74	美濃	B	木曾川	津保川	右左	関市肥田瀬／西田原(田富橋上流)	1300/600	堤防高不足	(積土のう工)
75	美濃	A	木曾川	武儀川	左	関市武芸川町高野から跡部(南武芸橋上流)	700	堤体強度不足	(積土のう工)
76	美濃	A	木曾川	板取川	左	関市板取岩本(岩本橋上下流)	500	堤体強度不足、堤防高不足、漏水	(積土のう工)

2. 関市水防計画による重要水防箇所

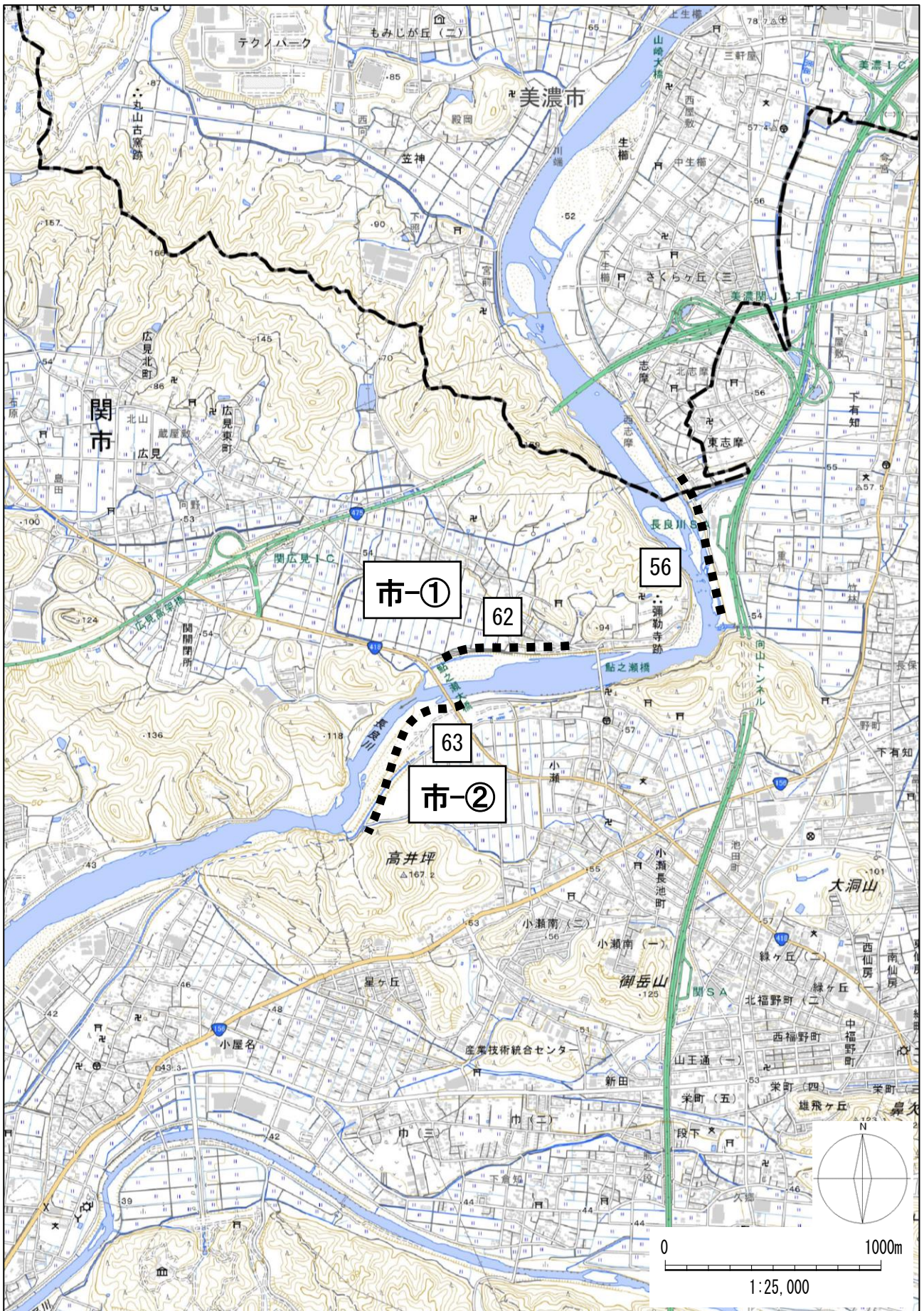
番号	土木事務所名	注意度	水系名	河川名	左右岸の別	地先名等	延長(m)	理由	摘要()内は水防工法参考例
市①	美濃	—	木曾川	長良川	右	関市池尻(鮎ノ瀬橋下流)	800	堤体強度不足 堤防高不足	(積土のう工)
市②	美濃	—	木曾川	長良川	左	関市小瀬(鮎ノ瀬大橋下流)	800	堤体強度不足 堤防高不足	(積土のう工)
市③	美濃	—	木曾川	長良川	左	関市戸田(今川橋から岐関大橋)	2200	堤体強度不足 堤防高不足	(積土のう工)
市④	美濃	—	木曾川	長良川	左	関市千疋(千疋大橋上下流)	1200	堤防高不足	(積土のう工)
市⑤	美濃	—	木曾川	今川	右	関市保明(保戸島橋上下流)	2100	堤体強度不足 堤防高不足	(積土のう工)
市⑥	美濃	—	木曾川	今川	左	関市下白金(今川合流部の上流)	300	堤体強度不足 堤防高不足	(積土のう工)
市⑦	美濃	—	木曾川	津保川	左	関市富之保 岩山崎・栗野	350/650	堤防高不足	(積土のう工)
市⑧	美濃	—	木曾川	津保川	左	関市下之保 上野	600	堤防高不足	(積土のう工)
市⑨	美濃	—	木曾川	津保川	右	関市下之保 多良木	500	堤防高不足	(積土のう工)
市⑩	美濃	—	木曾川	津保川	右	関市上之保 山本・和田野・名倉	1100/500	堤体未整備 堤防高不足 堤防断面不足	(積土のう工)
市⑪	美濃	—	木曾川	津保川	右左	関市神野・西神野・上大野・坊地	4000/2600/2200	堤防高不足	(積土のう工)
市⑫	美濃	—	木曾川	津保川	右左	関市上之保 棚井	500	堤体未整備 堤防高不足 洗掘	(積土のう工)

3. 関市水防計画による重要水防箇所位置について

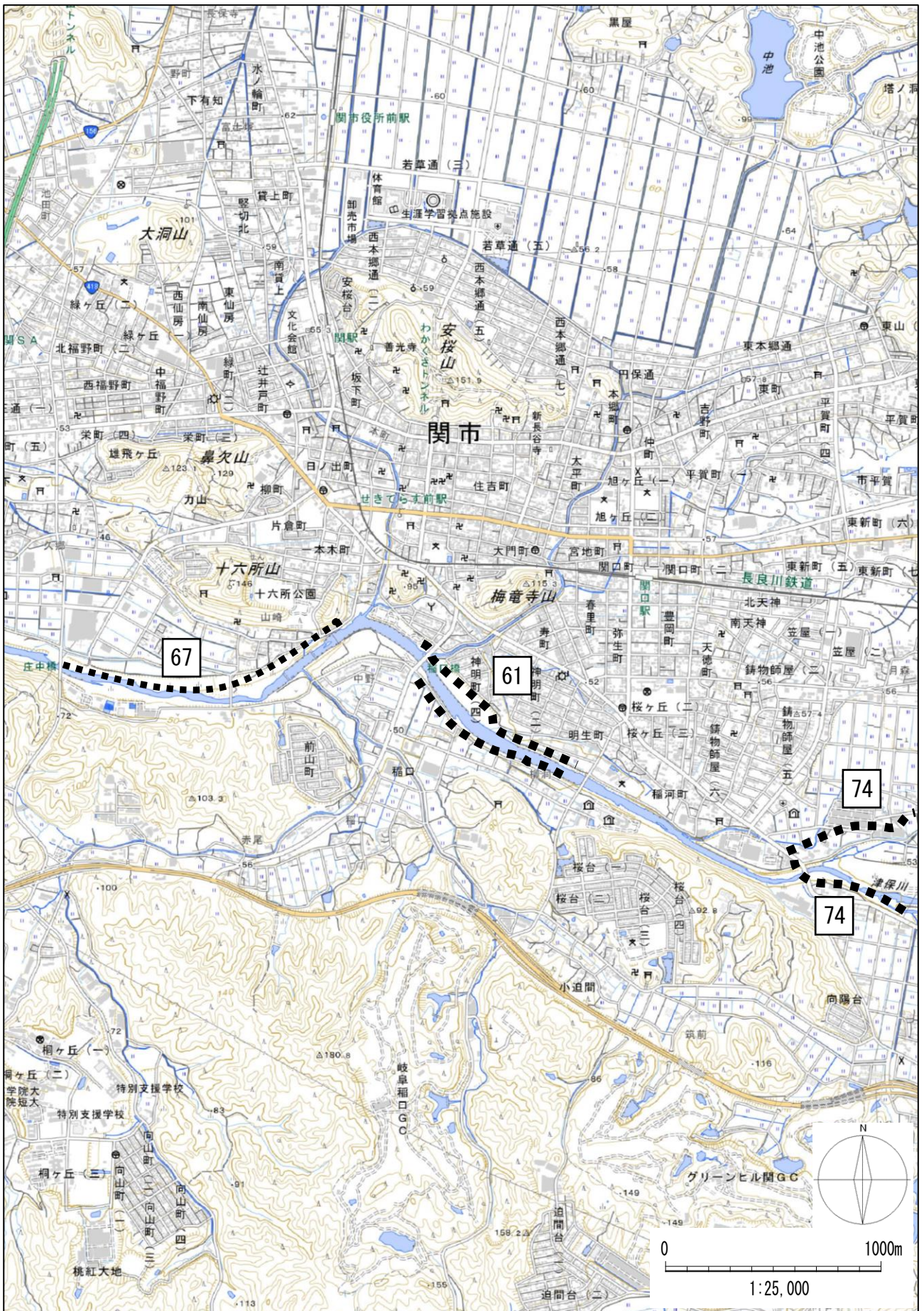
- ・重要水防箇所図(1)～(9)参照



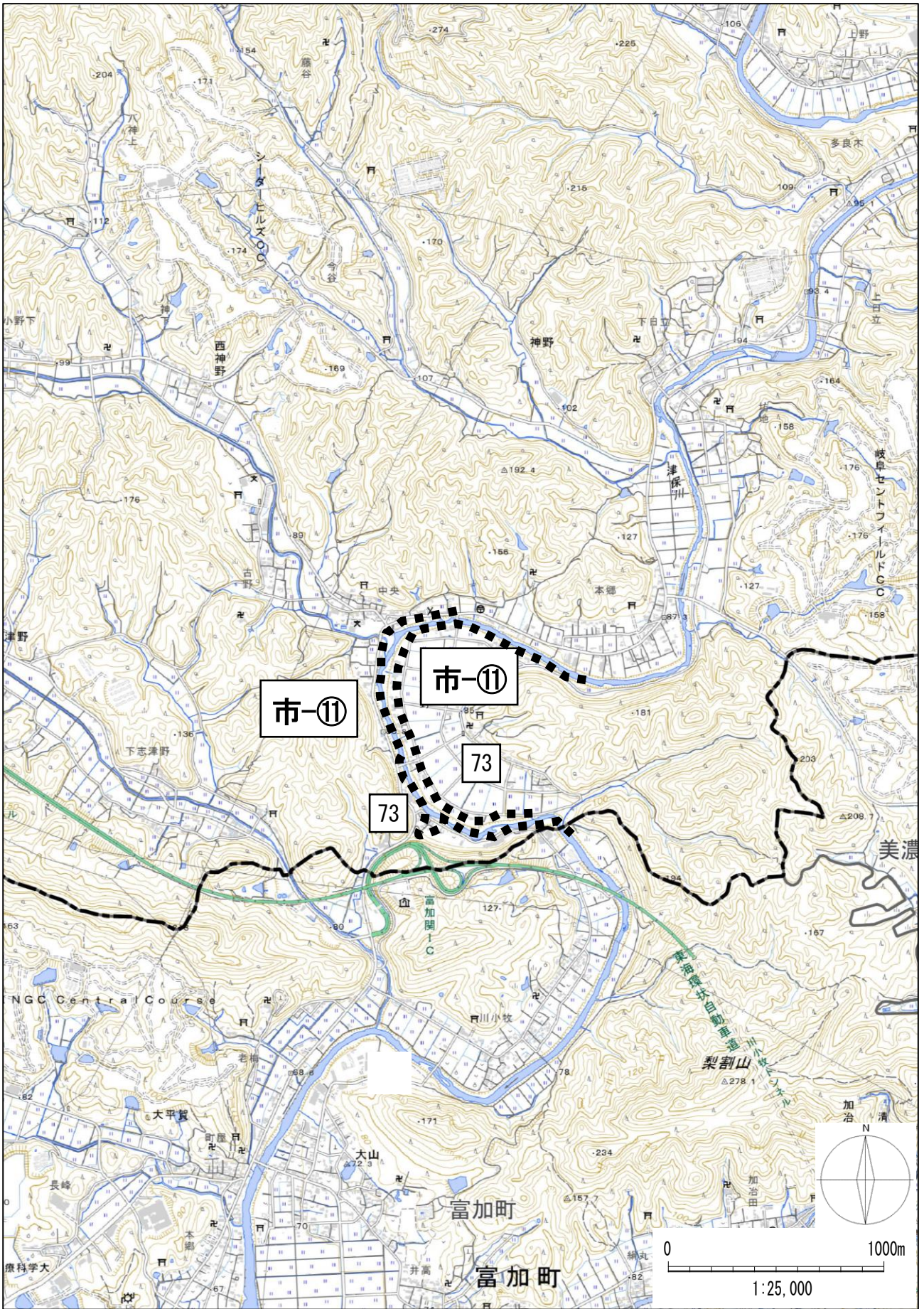
重要水防箇所図 (1)



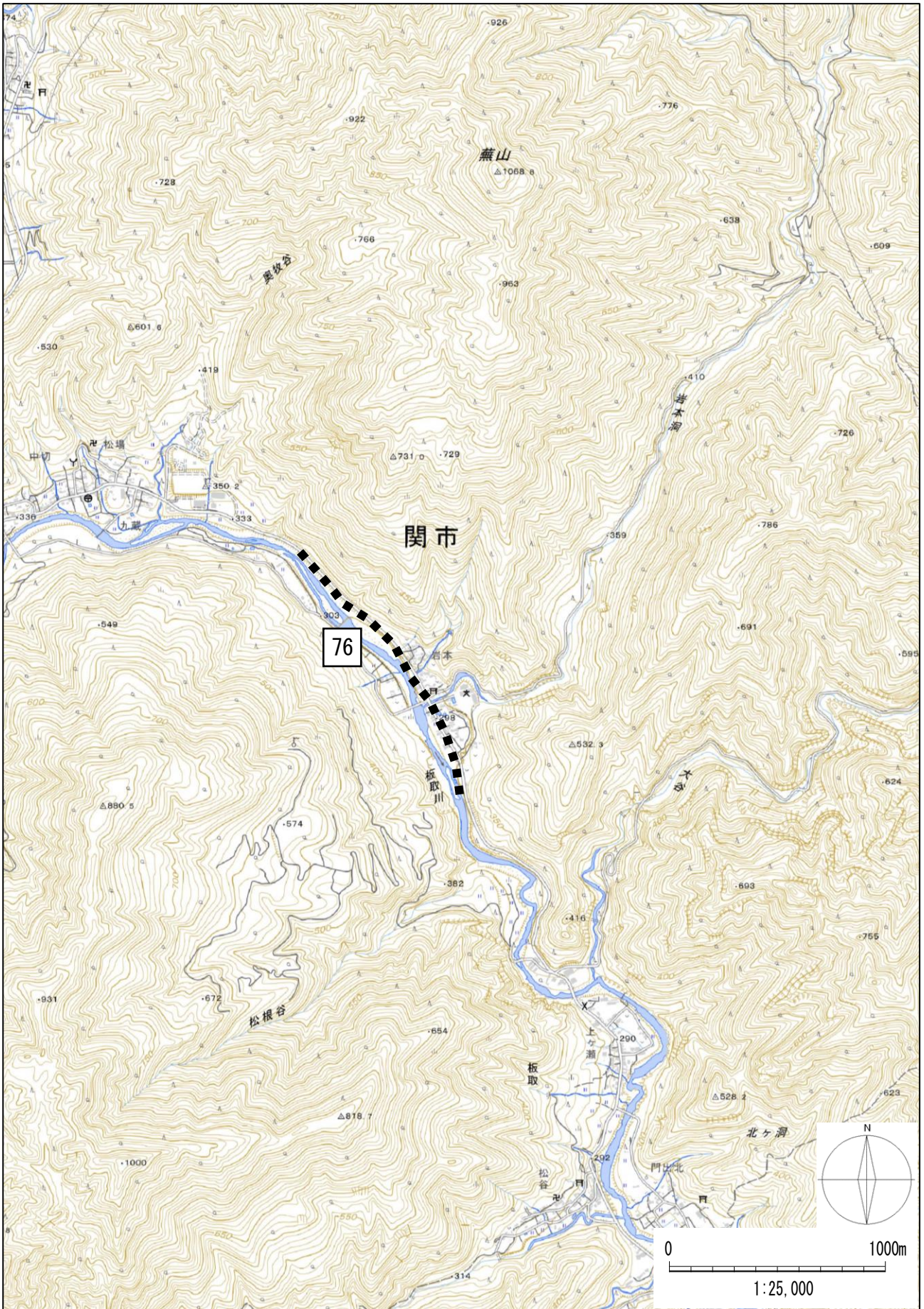
重要水防箇所図 (2)



重要水防箇所図 (3)



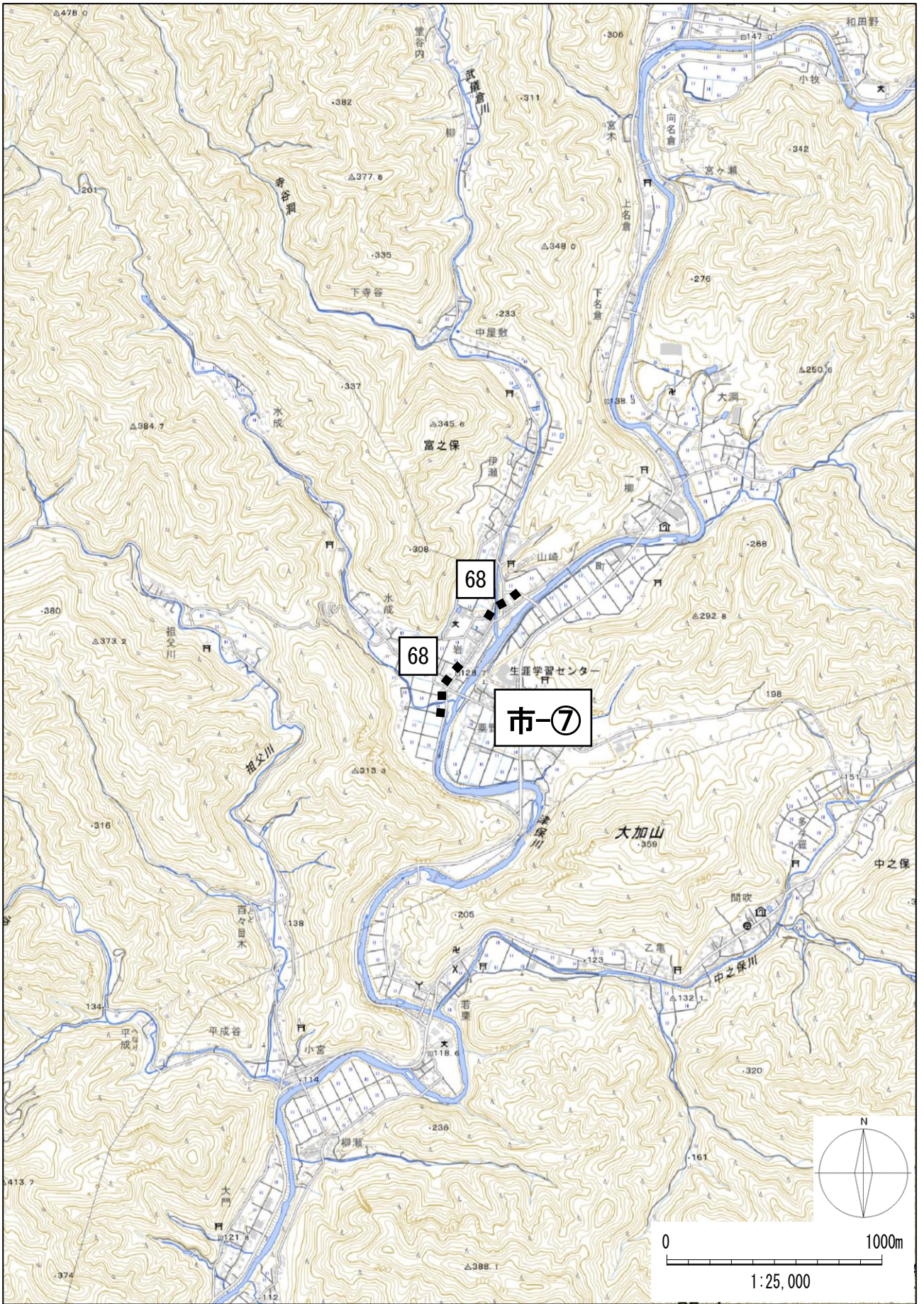
重要水防箇所図 (4)



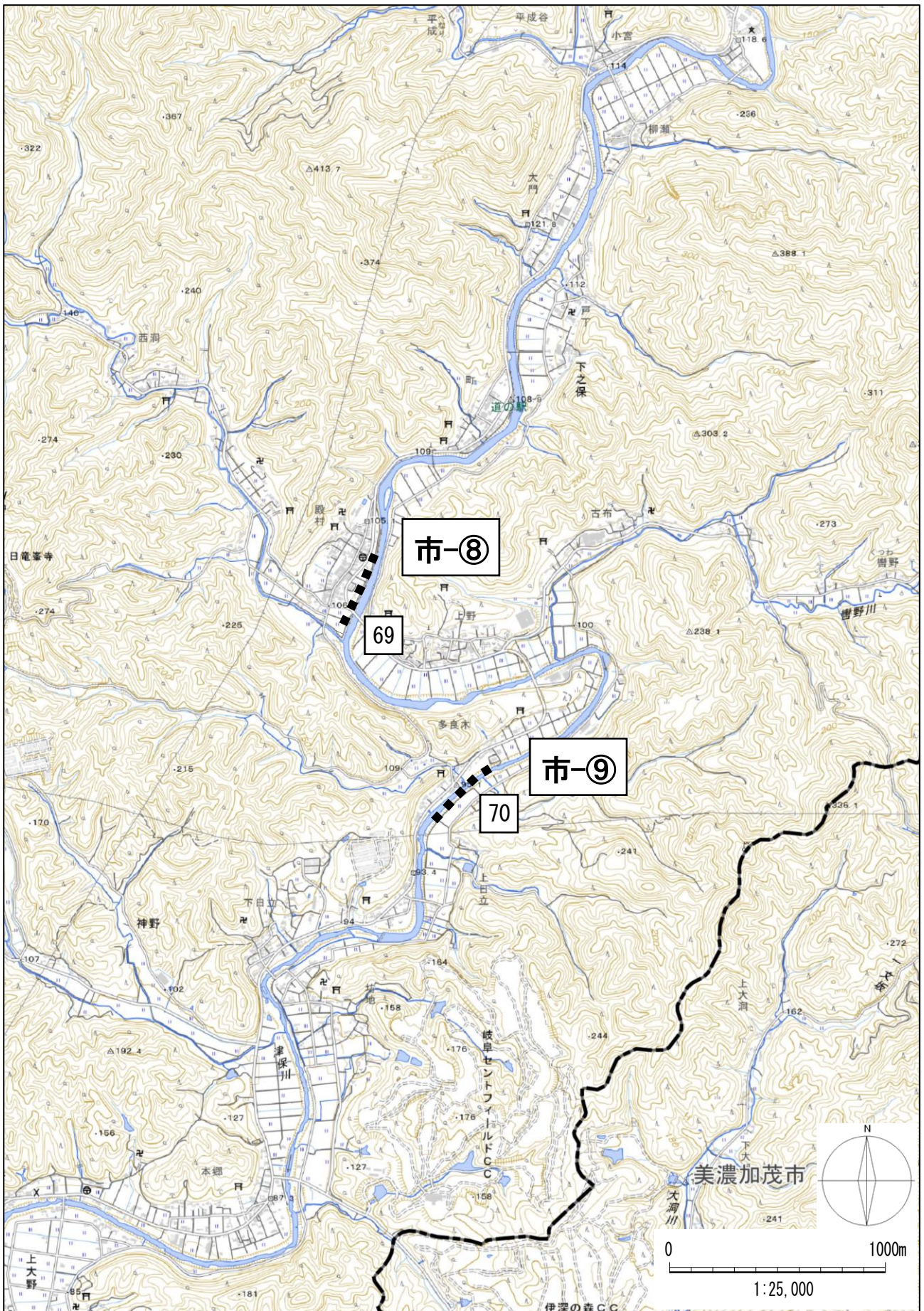
重要水防箇所図 (5)



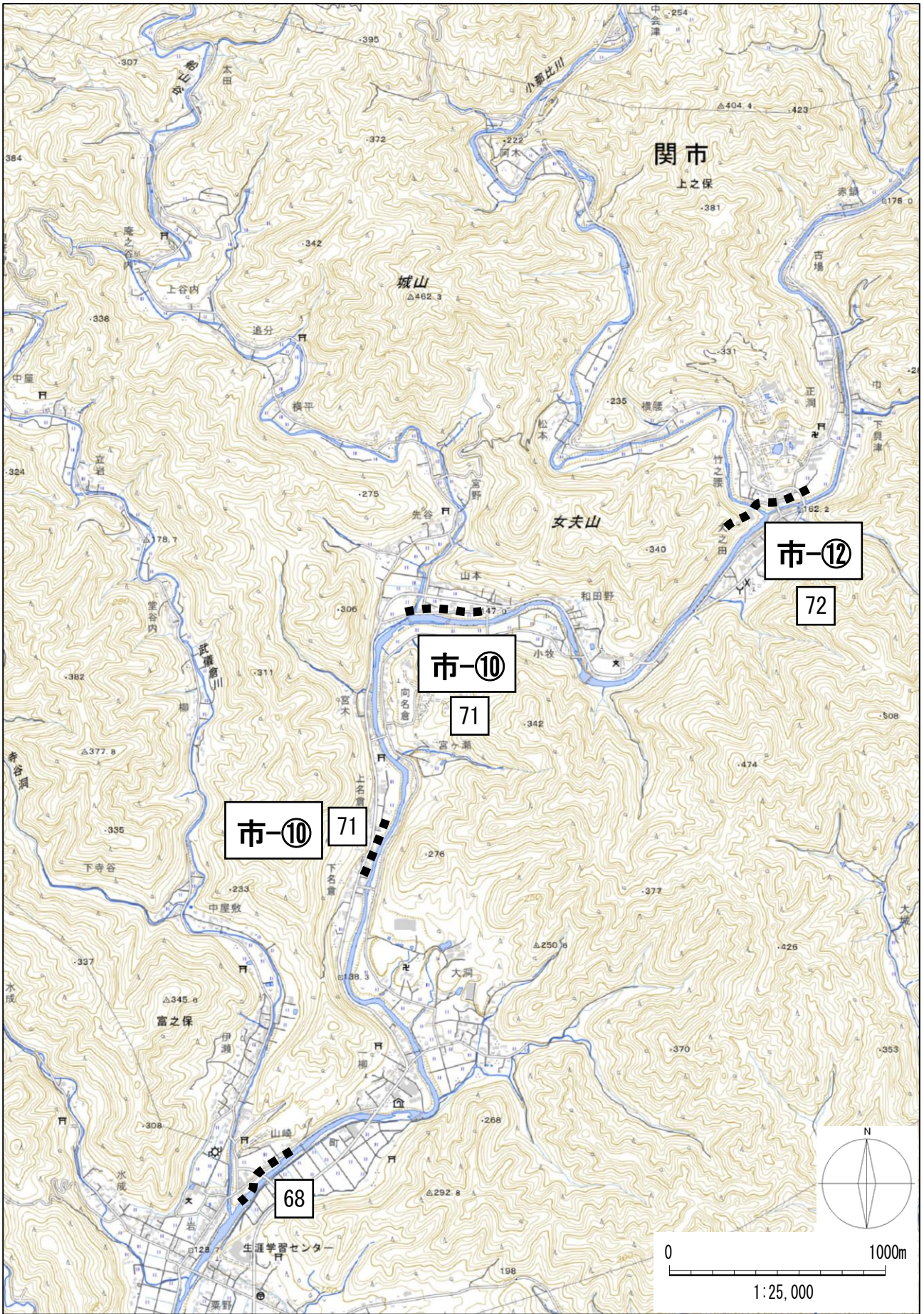
重要水防箇所図 (6)



重要水防箇所図 (7)



重要水防箇所図 (8)



重要水防箇所図 (9)

第2 河川別水防危険区域

・過去の洪水実績より、注意を要する河川別水防危険区域として想定する。

1. 関地域

河川名	区域	予想される危険	担当分隊
長良川	重竹地区左岸 堤防延長 700m	溢水・決壊	下有知
	池尻地区右岸 堤防延長3,700m	溢水・決壊	瀬尻
	小瀬地区左岸 堤防延長1,500m	溢水・決壊	
	戸田地区左岸 堤防延長1,600m	溢水・決壊	小金田
	側島地区左岸 堤防延長2,000m	溢水・漏水・決壊	
上白金地区左岸 堤防延長1,400m	溢水・決壊		
今川	下白金地区左岸 堤防延長1,400m	溢水・決壊	小金田
	保明地区左岸 堤防延長2,200m	溢水・漏水・決壊	
	小屋名地区右岸 堤防延長1,250m	溢水・決壊	
津保川	下白金地区右岸 堤防延長1,900m	溢水・決壊	富岡
	山田地区左岸 堤防延長1,800m	決壊	
	肥田瀬地区右岸 堤防延長1,500m	溢水・決壊	
	稲口地区左岸 堤防延長2,000m	溢水・決壊	安桜
	田原地区左岸 堤防延長1,350m	溢水・決壊	田原
	山崎地区右岸 堤防延長1,800m	溢水・決壊	倉知
	庄中地区右岸 堤防延長1,900m	溢水・決壊	
	下倉知地区右岸 堤防延長1,800m	溢水・決壊	
	武儀川	植野地区左岸 堤防延長1,250m	溢水・決壊

2. 洞戸地域

河川名	区域	予想される危険	担当分団
板取川	洞戸小坂地区右岸 堤防延長 200m	溢水・決壊	洞戸
	洞戸尾倉地区右岸 堤防延長 200m	溢水・決壊	
	洞戸阿部地区右岸 堤防延長 200m	溢水・決壊	

3. 板取地域

河川名	区域	予想される危険	担当分団
板取川	一里保木地区左岸 堤防延長 200m	溢水・漏水・決壊	板取
	老洞地区右岸 堤防延長 200m	溢水	
	田口地区右岸 堤防延長 200m	溢水	

4. 武芸川地域

河川名	区域	予想される危険	担当分団
武儀川	八幡地区左岸 堤防延長 600m	溢水・決壊	第2
	高野西布地区左岸 堤防延長 600m	溢水・決壊	
寺尾谷川	中川原舟洞地区左岸 堤防延長1,000m	溢水・決壊	第1

5. 武儀地域

河川名	区域	予想される危険	担当分団
津保川	岩山崎地区右岸	堤防延長1,000m	武儀
	粟野地区左岸	堤防延長1,000m	
	柳瀬地区左岸	堤防延長 200m	
	殿村地区右岸	堤防延長 100m	
武儀倉川	雁曾礼地区右岸	堤防延長 200m	
	武儀倉地区右岸	堤防延長 200m	
水成川	岩山崎地区左岸	堤防延長 100m	
祖父川	小宮地区左岸	堤防延長 100m	
中之保川	乙亀地区左岸	堤防延長 200m	
西洞川	殿村地区右岸	堤防延長 100m	

6. 上之保地域

河川名	区域	予想される危険	担当分団
津保川	田畑地区左岸	堤防延長 100m	上之保
	馬渡地区右岸	堤防延長 100m	
	山本地区右岸	堤防延長 500m	
	名倉地区右岸	堤防延長 500m	
船山谷川	山本地区左岸	堤防延長 300m	
小那比川	尾花地区左岸	堤防延長 100m	
	阿木地区左岸	堤防延長 300m	

第3 重要水門、閘門、ひ門等

- ・ 関市の区域内にある樋門、樋管等の堤防横断工作物、水門等可動扉の作動が洪水の疎通に重大な影響のある河川横断工作物で、特に注意を要する水防危険区域として想定する。

1. 重要水門、閘門、ひ門等

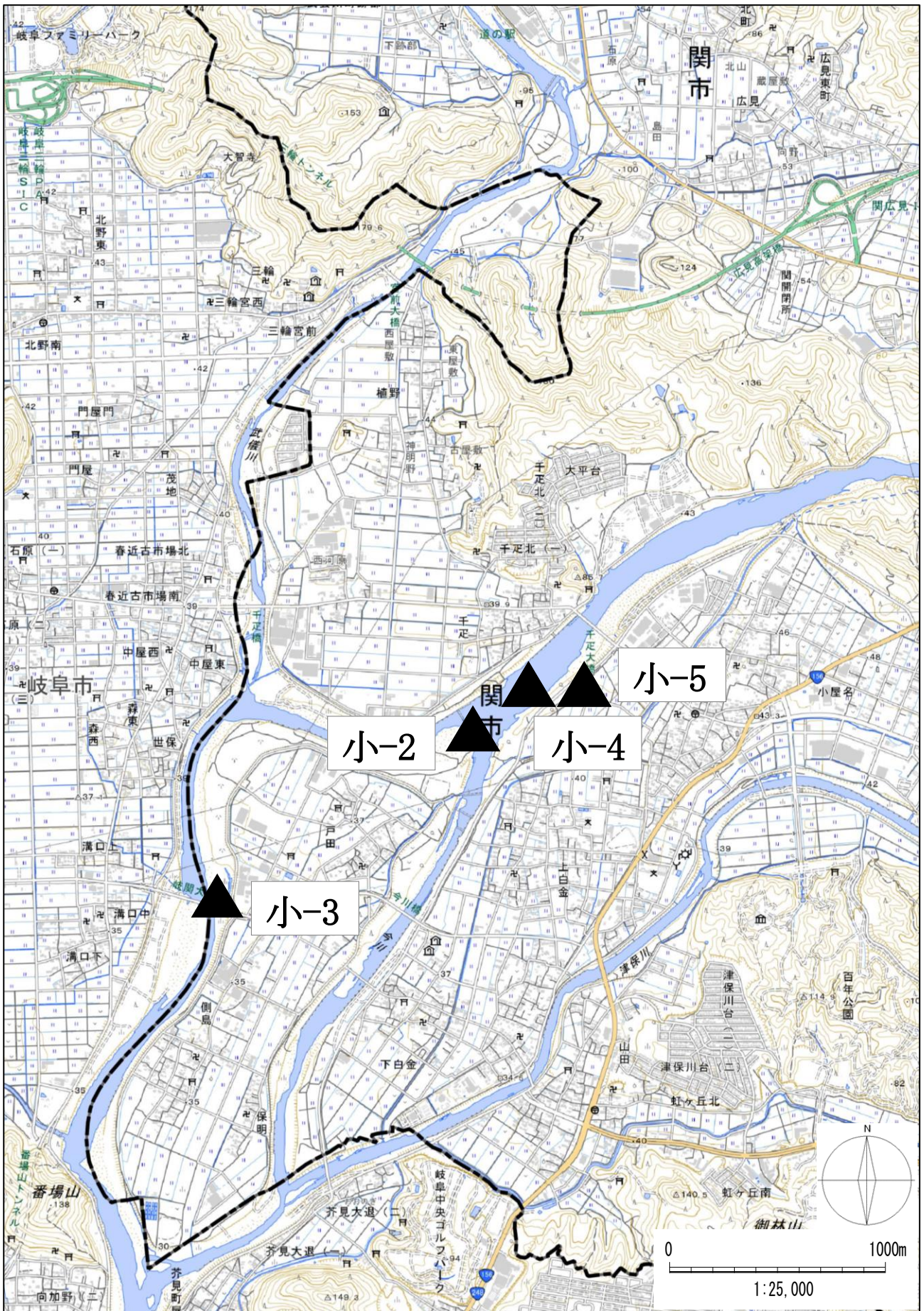
図上 番号	河川名	名称	位置	操作担当者	操作		備考
					方式	基準	
岡-1	津保川	肥田瀬頭首工	肥田瀬	肥田瀬用水土地改良区	手動	非常時閉	本川、固定堰 用水路、取水ゲート 土砂吐ゲート
安-1		一ツ山逆水門	一ツ山	梅ヶ枝町自治会	手動	非常時閉	逆水ゲート
倉-1		倉知頭首工 (倉知水門)	山崎	倉知用水土地改良区	自動	非常時全開	本川、取水ゲート 土砂吐ゲート 用水路、取水ゲート 土砂吐ゲート
小-1		川平頭首工	小屋名	川平用水管理組合	自動	非常時全倒	本川、取水ゲート
野-1		上大野頭首工	上日立	上大野用水組合	手動	非常時閉	本川、固定堰 用水路、取水ゲート
小-2	今川	保戸島頭首工	戸田	保戸島用水組合	手動	非常時閉	本川、固定堰 用水路、取水ゲート
田-1	迫間川	上迫間頭首工	上迫間	上迫間区長	自動	非常時全倒	ラバーゲート
瀬-1	長良川	各務用水ひ管	小瀬	各務用水土地改良区	電動	非常時閉	本川、固定堰 用水路、取水ゲート
小-3		側島逆水ひ門	側島	側島区長	手動	非常時閉	逆水ゲート
小-4		白金1号陸閘	上白金	上白金区長	手動	非常時閉	逆水ゲート
小-5		白金2号陸閘	上白金				
下-1	小俣川	小俣川逆水ひ門	下有知	東志摩区長	電動	非常時閉	逆水ゲート
下-2	長良川	重竹逆水ひ門	下有知	重竹自治会長	電動	非常時閉	逆水ゲート
芸-1	武儀川	小知野逆水ひ門	小知野	管理者 岐阜県	手動	非常時閉	マイターゲート
板-1	板取川	黒谷排水ひ管 第2号	洞戸大野	紋原用水組合	手動	非常時閉	逆水ゲート

※ 自動又は電動操作のものも、非常時は手動操作による。

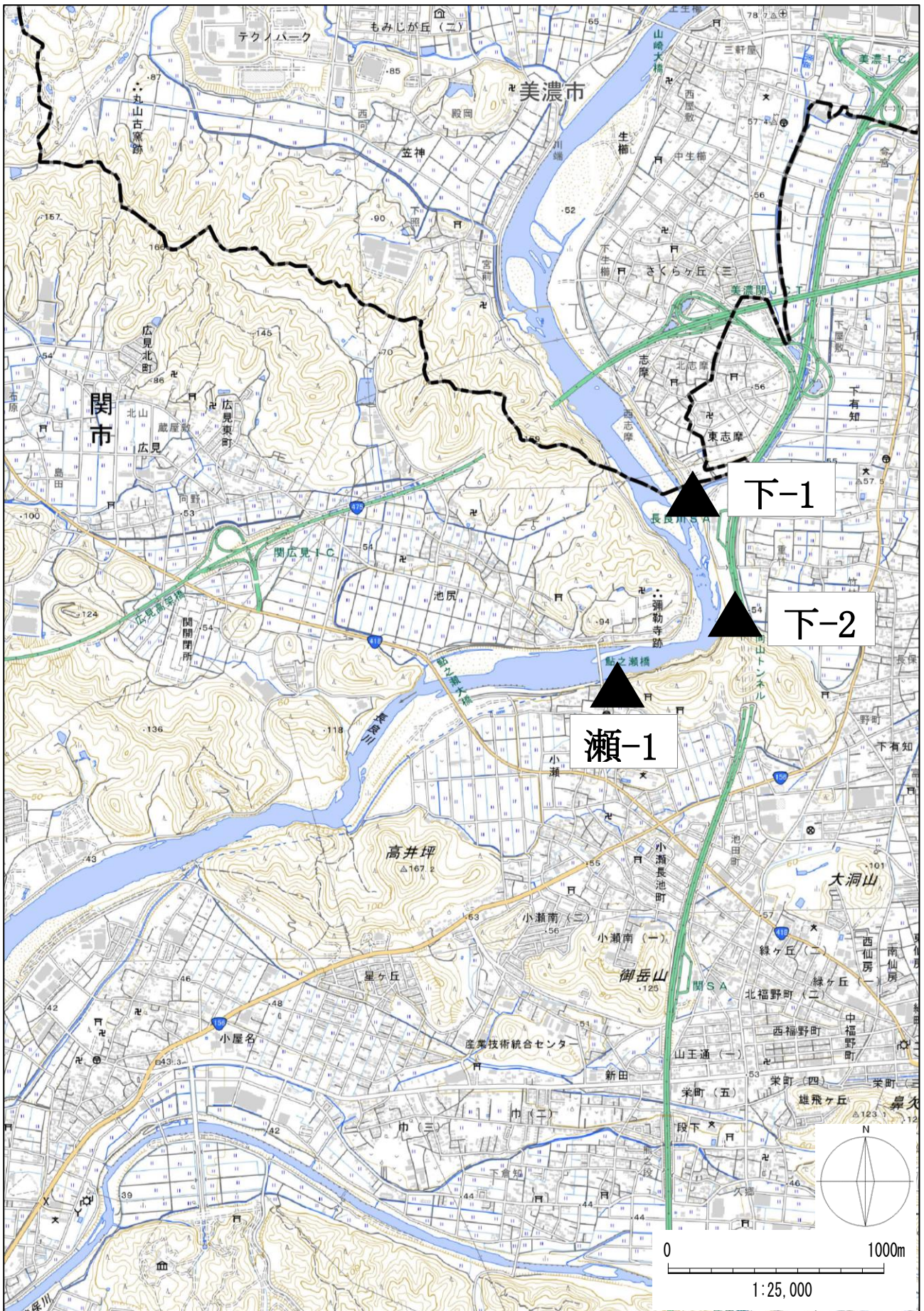
※ ひ門・水門等の操作に関する資料は、資料1のとおりである。

2. 位置について

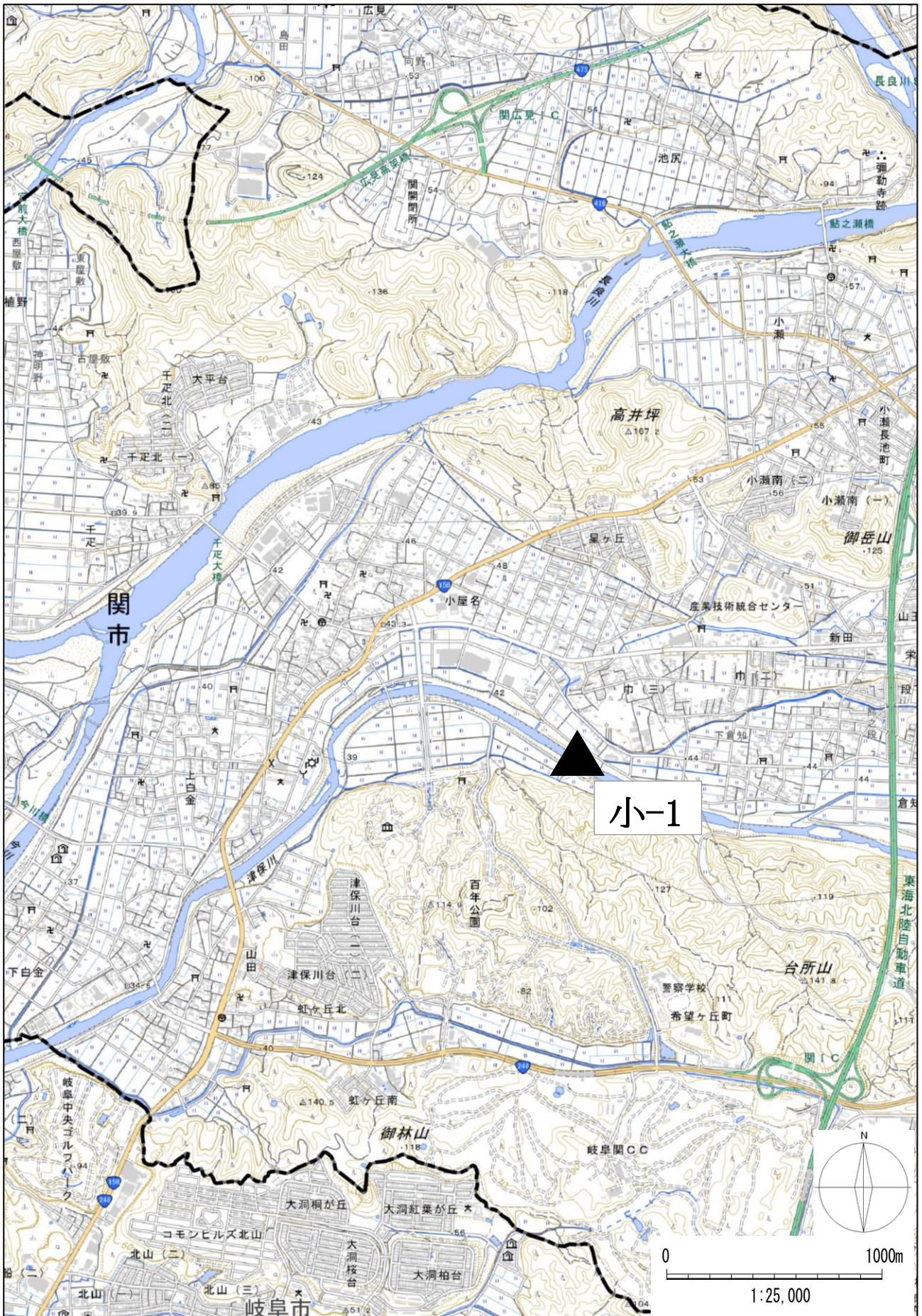
- ・ 重要水門、閘門、ひ門等位置図 (1) ~ (8) 参照



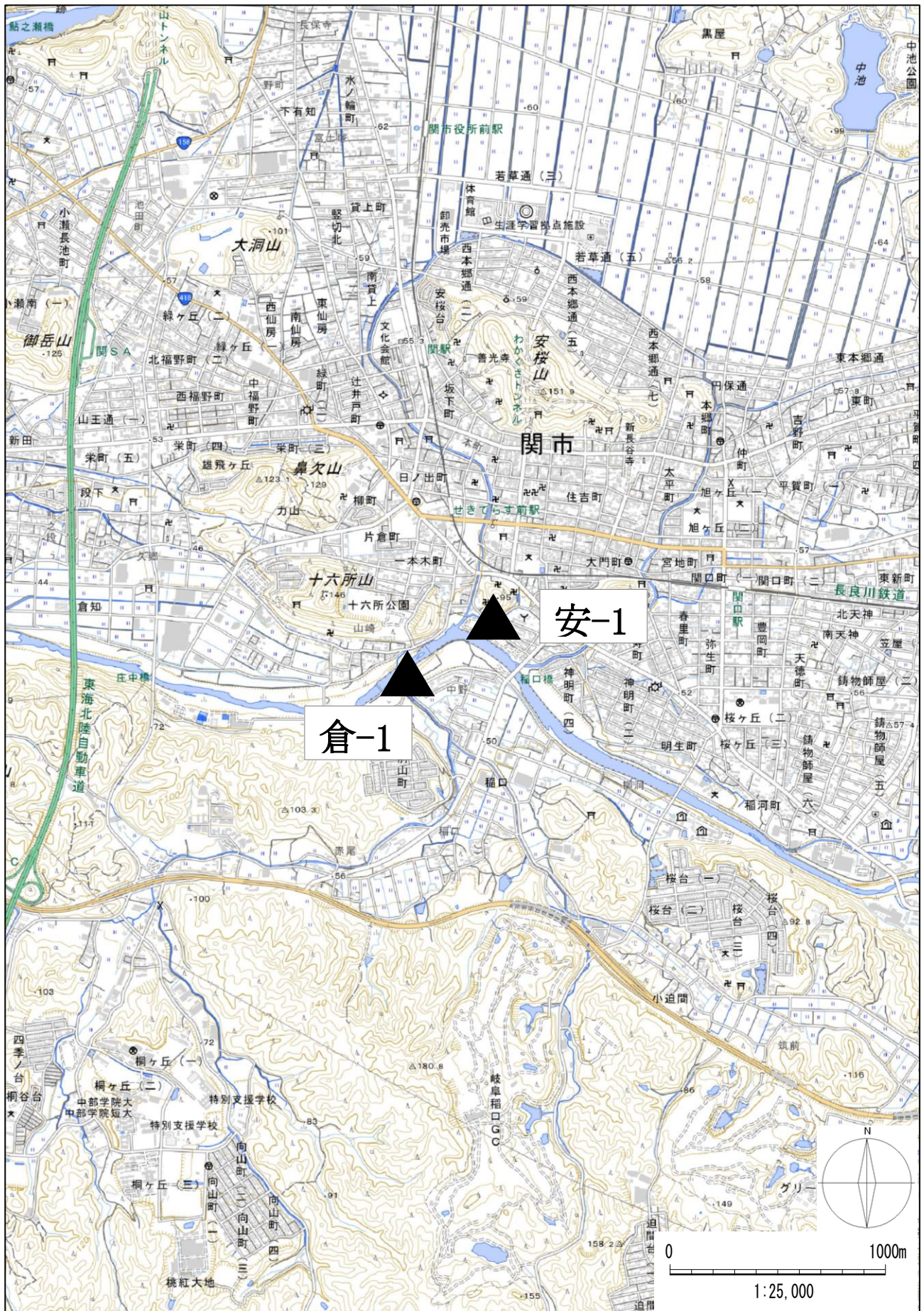
重要水門、閘門、ひ門等位置図 (1)



重要水門、閘門、ひ門等位置図 (2)



重要水門、閘門、ひ門等位置図 (3)



重要水門、閘門、ひ門等位置図 (4)



重要水門、閘門、ひ門等位置図 (5)



重要水門、閘門、ひ門等位置図 (6)

1:25,000